

平成20年4月からスタート

特定健康診査・特定保健指導

平成20年4月から、40歳から74歳までの組合員及び被扶養者を対象に、「内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防」を目的とした特定健康診査(以下「特定健診」といいます)・特定保健指導の実施が共済組合などの医療保険者に義務付けられます。

特定健診・特定保健指導とは

生活習慣病の発症・重症化の危険性のあるメタボリックシンドローム該当者の予備軍を抽出するため、健診を行い、腹囲、脂質、血糖、血压、喫煙歴などのリスク要因の保有数に応じて、「積極的支援」、「動機付け支援」、「情報提供」の3つに階層化して、組合の保健師又は組合の契約した専門機関が保健指導を行うものです。

特定健診の受診方法

労働安全衛生法の規定による職場の健康診断を受診される組合員については、所属所から結果データの提供を受け特定保健指導に活用します。また、人間ドック等(人間ドック及び脳

ドック)を受診する組合員及び被扶養者については、同意を得た上で健診データを特定保健指導に活用します。

組合員の特定健診・特定保健指導は前述のとおり職場の健康診断又は人間ドックを利用することになりますので、4月からスタートする特定健診を受診するのは、被扶養者(人間ドック受診者を除く)のみとなります。

特定健診の受診対象者には、組合から受診券を発行し、組合指定の医療機関等で受診券を提出して受診することになります。

また、特定健診については、医療機関だけではなく、地域の集団健診会場においても受診できるよう、現在、愛媛県保険者協議会及び県内被用者保険者グループ(政府管掌健康保険・健康保険組合・地方公務員共済組合)において協議の上、愛媛県医師会・総合保健協会及び愛媛県厚生農業協同組合連合会等と集合契約を行うこととして、準備を進めているところです。

特定健康診査・特定保健指導の実施方法

区分		組合員	被扶養者		
特定健康診査	職員健康診断	労働安全衛生法に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた場合又は受けることができる場合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき所属所から健診結果データを提供いただき、特定保健指導に活用します。			
	人間ドック又は脳ドック	組合員及び被扶養者が人間ドック又は脳ドックを利用する場合は、同意をいただいた上で、健診結果データを検診機関から提供を受け、特定保健指導に活用します。			
	特定健康診査		対象となる被扶養者(人間ドック又は脳ドック利用者を除く)には、受診券及び健診の案内を送付しますので、組合指定の医療機関等で受診券を提出して受診してください。自己負担はありません。		
判定(階層化)		各健診の結果(腹囲、脂質、血糖、血压)及び喫煙歴などのリスク要因の保有数に応じて、「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」の3つに階層化を行います。	腹囲	追加リスク ①血糖 ②脂質 ③血压	対象 ④喫煙歴 40~64歳 65~74歳
特定保健指導	積極的支援		≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当 1つ該当	あり なし
			上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当 2つ該当	積極的支援 あり なし
				1つ該当	動機付け支援
					動機付け支援
	動機付け支援				
	情報提供				

※特定健康診査・特定保健指導は、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者が対象となります。